

東京都既存住宅
省工ネ改修促進事業
(省工ネ診断、省工ネ設計)

住宅政策本部

1 事業概要

都内既存の集合住宅及び戸建住宅において省エネ診断、省エネ設計に補助（診断、設計は独立して申請可）

2 事業内容

申請受付：令和7年1月17日まで
（予算額に達した時点で受付終了）

○補助対象者：住宅の所有者、マンション管理組合等

○補助対象事業：

	内容	補助率
省エネ診断	<ul style="list-style-type: none"> ■ 省エネ診断に必要な調査費用 ■ BELSの評価・認証取得に必要な費用 等 	2/3（補助上限額17万円/戸）
省エネ設計	<ul style="list-style-type: none"> ■ 省エネ改修に必要な調査・設計・計画に係る費用 ■ 改修設計についてBELSの評価・認証取得に必要な費用 ■ 省エネ改修工事の工事監理に係る費用 等 	省エネ基準適合 2/5（補助上限額18万円/戸）
		ZEH水準適合 4/5（補助上限額36万円/戸）

【ポイント】

- BELSの評価・認証にかかる費用も補助対象です。将来の賃貸借や売買時に、省エネ性能を客観的に提示することが可能になります。
- 省エネ診断・省エネ設計を行うことで、省エネ性能を把握した上での効果的な省エネ改修につなげることが可能になります。省エネ改修を実施する際には、国・都等の他の改修補助制度をご活用ください。

3 マンションにおける本事業の活用例

マンションの大規模修繕に合わせた、省エネ改修（窓、壁等の断熱改修等）実施の検討にご活用いただけます。

《参考》省エネ改修までの流れの一例

現状の把握

省エネ改修の必要性について検討するために、現状の省エネ性能を算定 等

⇒本事業の「省エネ診断」補助を活用



実際に行う省エネ改修の検討

- ・必要となる省エネ改修や費用の算定
- ・省エネ改修実施にかかる総会での決議にあたり必要となる資料の作成 等

⇒本事業の「省エネ設計」補助を活用（※省エネ基準又はZEH水準に適合する設計の場合に限る）



改修実施

管理組合の総会での決議を経て、大規模修繕時に合わせて省エネ改修実施

⇒国・都等が実施する「省エネ改修」補助を活用（例：住宅省エネ2024キャンペーン、長期優良住宅化リフォーム推進事業、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 等）

※「省エネ改修」は本事業の補助対象外であるため、他の補助制度をご活用ください